

中学校・高等学校一種免許状(保健体育)取得に係る科目【日本体育大学 スポーツマネジメント学部】

| | | | | | | | | |
|-----------------------------|--------------|---|------------------|----|-----|---|--------|--|
| （教員免許法施行規則による）第6条の6項に規定する科目 | 日本国憲法 体育 | 2 | 法学(日本国憲法) | 2 | 1年次 | ★ | 2 | |
| | | | スポーツマネジメント研究A | 2 | 1年次 | ★ | 2 | |
| | | | 海浜実習 | 1 | 2年次 | ☆ | 1単位 | |
| | | | キャンプ実習 | 1 | 2年次 | ☆ | 1単位 | |
| | | | スキー実習 | 1 | 3年次 | ☆ | 1単位 | |
| | | | スケート実習 | 1 | 3年次 | ☆ | 1単位 | |
| | 外国語コミュニケーション | 2 | 英語コミュニケーションⅠ | 1 | 2年次 | ★ | 1 | |
| | | | 英語コミュニケーションⅡ | 1 | 2年次 | ★ | 1 | |
| | | | 情報処理(情報機器の操作を含む) | 2 | 1年次 | ★ | 2 | |
| 必要な単位数計 | | | 8 | 合計 | | | 10単位以上 | |

※教育職員免許状取得に必要な本表で定める各科目的必選区分は、以下の記号で示すとおり。各学科等のカリキュラムにおける、卒業に必要とされる単位修得の必選区分とは異なるため注意すること。

★必修科目
☆必ず単位を修得しなければならない科目 ☆選択科目・本表「大学が定める免許取得に必要な単位数」欄に定めるとおりに単位を修得しなければならない科目
△自由科目

△：自由科目…教育職員免許状の取得にあたって単位の修得は不要だが講義や実習などの授業を修得する場合は教務課に登録する。免許申請時の場合は教務課に登録後、各教科の実習修得を申請する。

※(ア)「道徳教育の指導法」は、高一種免許取得の場合は教育職員免許法施行規則第五条の第六欄「大学が独自に設定する科目」に位置づき、中一種免許取得の場合は教育職員免許法施行規則第四条の第四欄「道徳の理論及び指導法」に位置づく。
※(イ)准教科目は、准教科目における複数の区分の内容を満たす認定を受けている。

※(口)当該科目は1科目で法令上における複数の区分の内容を満たす認定を受けている。
※(ハ)第2欄「担当が独自に設定する科目」に定める科目について、教育職員免許状の取

※(八)第六欄「大学が独自に設定する科目」に定める科目について、教育職員免許状の取得にあたっては※(イ)を除き単位の修得は不要だが、教職課程として認定された字ふべき内容を含む科目であるため、単位の修得を推奨している。なお、当該欄の法令上必要単位数については、本表「大学が定める免許取得に必要な単位数」とおりに単位を修得することで、第二欄～第五欄の各欄において法令上必要とされる最低修得単位数以上の単位を修得することとなるため、そこで超過した修得単位を充当し、当該欄の法令上必要単位数(中:4/高:12)を満たす。(例)第三欄:本学12単位(6科目)-法令上10単位=超過2単位が第六欄へ充当可